



総務省

資料 2－2

信書便事業の概要について

令和 6 年 9 月
郵政 行政 部
信書 便事 業 課

- 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(信書便法)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

一般信書便事業 ……全国全面参入型(許可制)

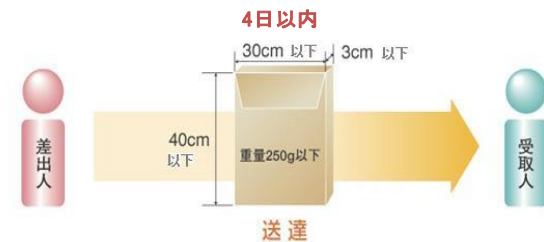
手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則4日以内に送達するサービス

全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるよう、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金(その送達に際し区分事業所間の運送を要しないものを除く)
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(110円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村等の人口に応じ、全国に、満遍なく設置)
- (4) 週5日以上での配達



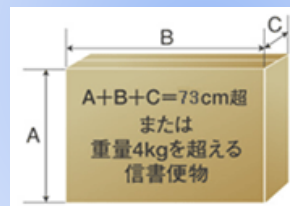
特定信書便事業 ……特定サービス型(許可制)

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

例: 電報類似サービス

種別		一般信書便役務に関する料金	郵便料金(第一種郵便物)
届出・認可の別		届出制	届出制
料金が適合すべき条件	料金の上限	・<u>大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25g以下のもの(※1)に係る料金の額が、</u> - 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して<u>総務省令で定める額(※2)</u>を超えないものであること ※1 25g以下の定形郵便物と同様のもの ※2 110円	・<u>25g以下の定形郵便物(※1)の料金の額が、</u> - 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して<u>総務省令で定める額(※2)</u>を超えないものであること
	その他	・配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと	・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受を行うもので区分営業所間の郵送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

⇒ 信書便法施行以来、25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25g以下の定形郵便物の料金と同額を上限額としてきたところ。

- 信書便事業では、中堅・中小企業も活躍。
- 全国展開型の事業者と地域限定型の事業者があるが、地域→全国の傾向もあり。
- 多様な業界からの参入が特徴。
- 特定信書便事業者が他に行う主な事業を見ると、貨物運送業が446者と大多数を占め、次いで警備業38者、障害者福祉事業・建物サービス業17者の順となっている。

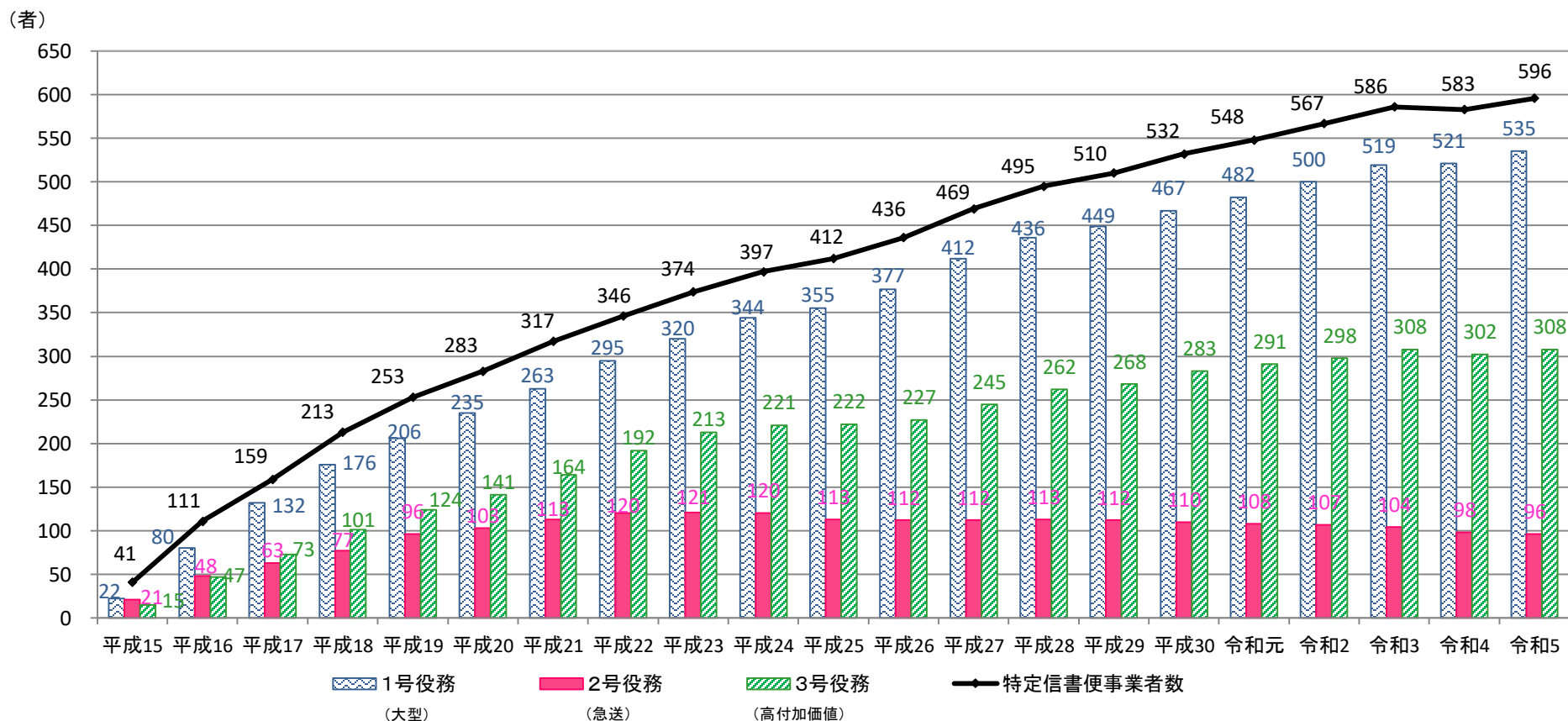
主要業種別の特定信書便事業者数（令和5年度末）

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	446	製造業	5
警備業	38	廃棄物処理業	5
障害者福祉事業	17	不動産業	4
建物サービス業	17	専門・技術サービス業	4
卸売業, 小売業	12	労働者派遣業	2
情報通信業	7	生活関連サービス業	2
旅客運送業	6	倉庫業	2
運輸に附帯するサービス業	6	飲食サービス業	1
建設業	5	その他サービス業	17
計			596

特定信書便事業者の総数及び役務別事業者数の推移

4

- 令和5年度末の特定信書便事業者数は596者(前年度末から13者増)。
 - ・ 1号役務: 535者(14者増(参入23者、退出9者))
 - ・ 2号役務: 96者(2者減(参入なし、退出2者))
 - ・ 3号役務: 308者(6者増(参入10者、退出4者))
- 令和4年度を除き、事業者数は毎年継続的に増加。役務別では、近年は2号役務(バイク便等3時間以内の送達サービス)を提供する事業者は減少し、特に1号役務(大型サービス)の提供者が大きく増加。

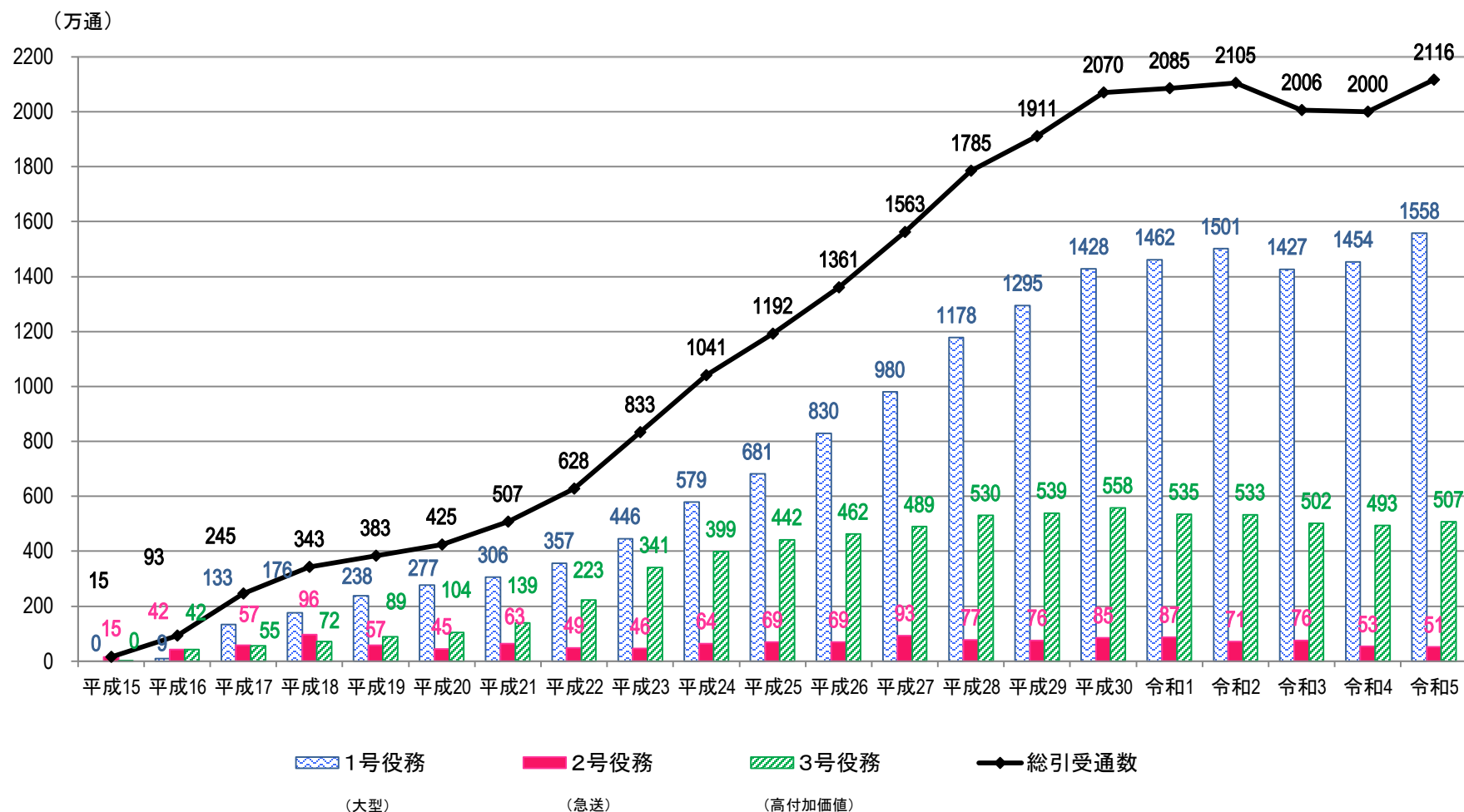


※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

信書便物の総引受通数及び役務別引受通数の推移

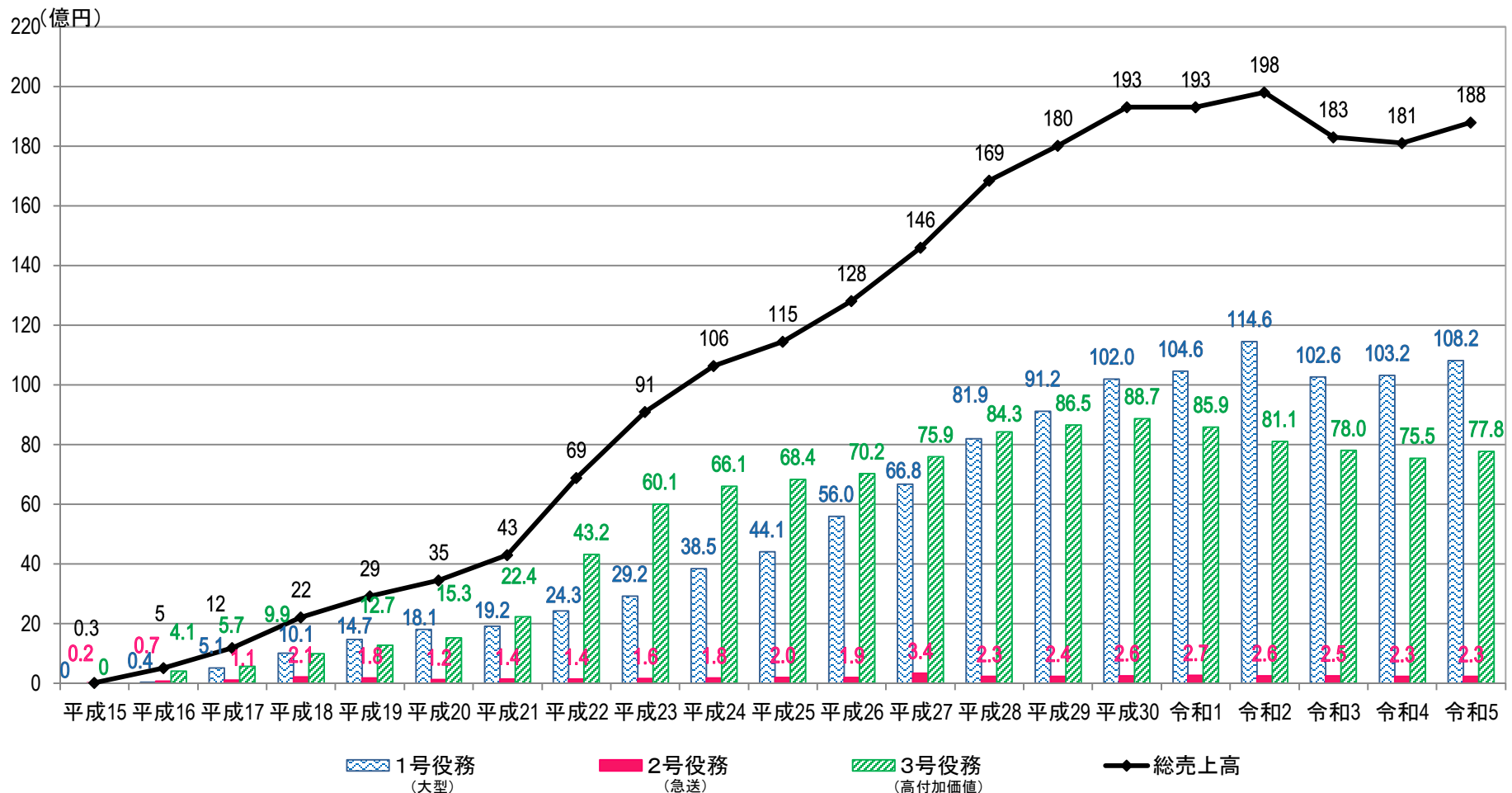
5

- 令和5年度の総引受通数は約2,116万通(前年度から約116万通増(5.8%増))。
 - ・ 1号役務:約1,558万通(約104万通増(7.2%増))
 - ・ 2号役務:約 51万通(約 2万通減(5.2%減))
 - ・ 3号役務:約 507万通(約 14万通増(2.8%増))
- 近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、令和5年度において引受通数は過去最大となった。提供事業者数の増加に伴い、1号役務(大型サービス)が継続して増加している。



特定信書便事業の総売上高及び役務別売上高の推移

- 令和5年度の売上高総額は約188億円(前年度から約7億円増(4.0%増))。
- ・ 1号役務:約108.2億円(約 5.0億円増(4.8%増))
 - ・ 2号役務:約 2.3億円(約 0.0億円減(1.2%減))
 - ・ 3号役務:約 77.8億円(約 2.3億円増(3.1%増))

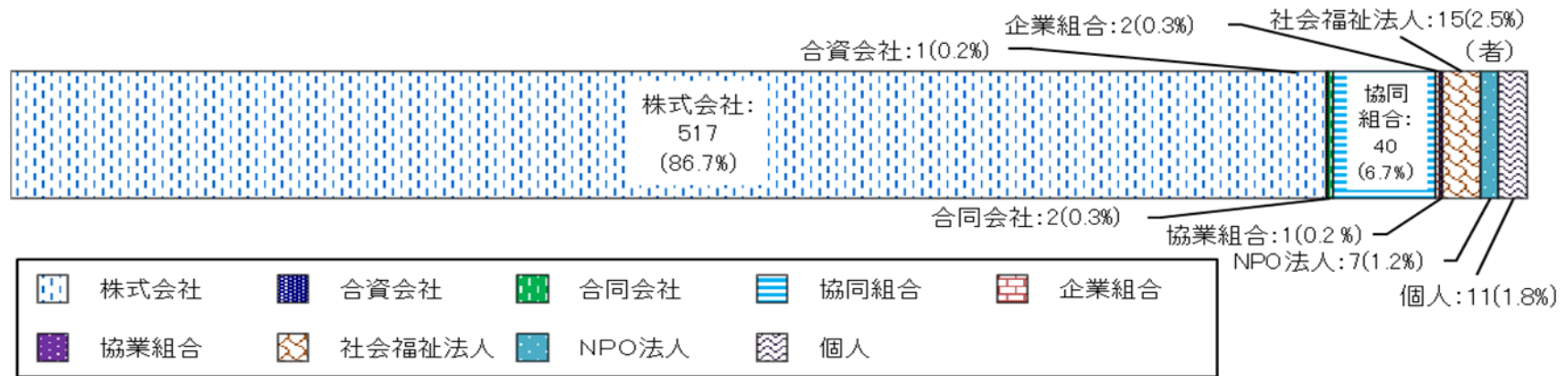


特定信書便事業者の経営形態

7

○特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態(株式会社、合資会社及び合同会社)が520者で、全体の87.2%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が40者(6.7%)、社会福祉法人が15者(2.5%)、NPO法人が7者(1.2%)等となっている。また、個人でも11者(1.8%)が参入している。

経営形態別の特定信書便事業者数及び割合(令和5年度末)



○会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、87.1%(453者)が1億円未満であり、中でも1千万円以上1億円未満の割合が最も大きく、会社形態の事業者の70.4%(366者)を占めている。

資本規模別の特定信書便事業者数及び割合(令和5年度末) (者)

資本金	～1千万円未満	～1億円未満	～10億円未満	10億円以上	合計
会社数	87	366	49	18	520
(割合)	(16.7%)	(70.4%)	(9.4%)	(3.5%)	

地域別参入状況

○ 特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除く全ての都道府県において事業参入が行われている。

本社所在地別の特定信書便事業者数(令和5年度末)

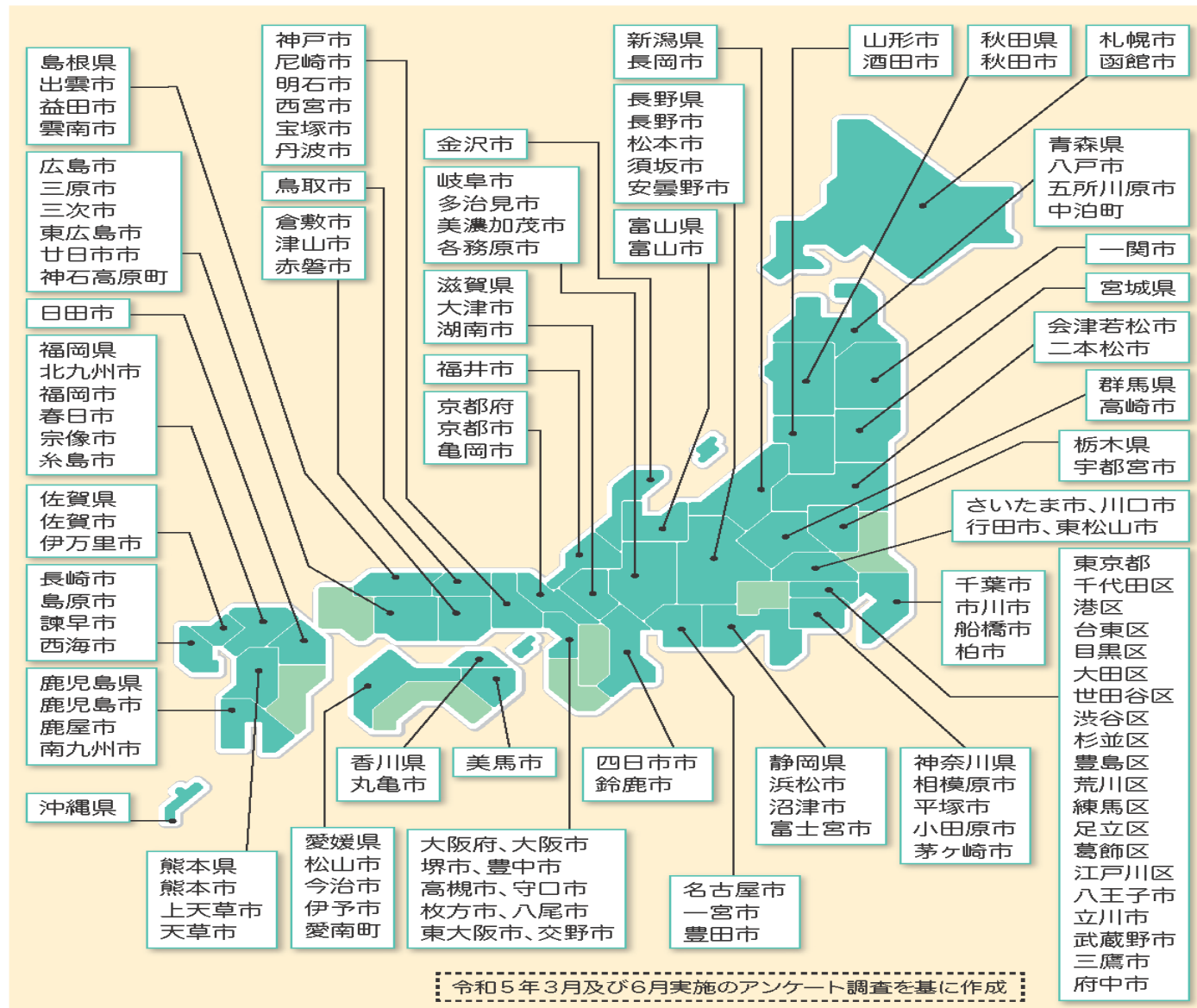
都道府県	参入者数	役務別			都道府県	参入者数	役務別		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号
北海道	18	17	9	11	茨城	6	6	0	1
青森	3	3	0	2	栃木	3	3	0	1
岩手	3	3	0	2	群馬	9	8	1	5
宮城	9	9	0	4	埼玉	14	13	0	5
秋田	4	3	1	3	千葉	5	5	1	2
山形	2	2	0	1	東京	141	109	15	64
福島	4	3	1	3	神奈川	32	31	2	11
東北	25	23	2	15	山梨	2	2	0	1
新潟	6	6	2	5	関東	212	177	19	90
長野	11	11	1	5	岐阜	12	12	2	9
信越	17	17	3	10	静岡	17	17	0	13
富山	9	8	1	5	愛知	38	36	2	21
石川	5	4	2	3	三重	10	10	1	4
福井	4	4	1	0	東海	77	75	5	47
北陸	18	16	4	8					

都道府県	参入者数	役務別			都道府県	参入者数	役務別		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号
滋賀	5	5	0	3	徳島	2	2	0	2
京都	10	7	3	6	香川	3	3	1	2
大阪	61	48	13	35	愛媛	7	7	1	4
兵庫	18	18	1	11	高知	0	0	0	0
奈良	2	2	1	2	四国	12	12	2	8
和歌山	2	2	1	1	福岡	29	29	4	10
近畿	98	82	19	58	佐賀	14	13	9	6
鳥取	2	2	1	1	長崎	10	10	2	6
島根	7	7	1	2	熊本	8	8	1	2
岡山	8	8	3	6	大分	3	2	2	3
広島	14	13	2	8	宮崎	3	3	2	3
山口	3	3	1	0	鹿児島	6	6	2	4
中国	34	33	8	17	九州	73	71	22	34
					沖縄	12	12	3	10
					全国	596	535	96	308

※役務別提供者数は、複数役務に参入する事業者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

公文書集配業務の信書便事業者への委託状況(令和5年)

9



(掲載団体数)

- ・都道府県: 22団体 / 47団体
- ・市町村: 106団体 / 1,718団体
- ・特別区: 14団体 / 23団体

計 142団体 / 1,788団体

注1:

アンケート回答数:
420団体 / 1,788団体
(回答率23.5%)

注2:

上記掲載団体数は、信書便の
利用を対外公表することについて
了解が得られていない自治体を
除く。

(参考)一般信書便事業と郵便事業の制度比較

10

	一般信書便事業	郵便事業
提供主体	日本郵便株式会社以外	日本郵便株式会社
参入・退出規制	参入・退出※はともに許可制 ※ 事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。〔信書便法6条、15条〕	郵便の役務の提供義務(郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている。)〔郵便法2条、日本郵便株式会社法5条〕
必須の役務	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物 〔信書便法2条4項1号〕	・郵便物(長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下) 〔郵便法15条〕 ・特殊取扱(書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達) 〔郵便法44条〕 ・国際郵便 〔万国郵便条約〕
引受の方法(差出箱の設置等)	信書便差出箱の設置義務〔信書便法9条2号イ〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(市区町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置) 〔信書便法施行規則9条〕	郵便差出箱の設置義務〔郵便法38条、70条3項2号〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(日本郵政公社法の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数維持を旨として、全国に満遍なく設置(約18万本)) 〔郵便法施行規則32条2項〕
送達速度	差し出された日から原則4日以内 〔信書便法2条4項2号、同法施行規則3条〕	差し出された日から原則4日以内 〔郵便法70条3項4号、同法施行規則32条5項〕
配達日	原則1週間につき5日以上 〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条1号〕	原則1週間につき5日以上 〔郵便法70条3項3号、同法施行規則32条3項1号〕
配達先	原則宛て所に配達〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条2号〕	原則宛て所に配達〔郵便法70条3項3号、同法施行規則32条3項2号〕
提供区域	全国〔信書便法1条、9条2号〕	全国〔郵便法1条〕
料金	・全国均一料金(長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、かつ、重量250g以下の信書便物) ・25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定(110円) ※定形郵便物と同様のもの 〔信書便法16条2項、同法施行規則22条、23条〕	・全国均一料金 ・25g以下の第一種郵便物(定形郵便物)の料金の上限は総務省令で規定(110円) 〔郵便法67条2項、同条4項、同法施行規則23条〕